

I 身体障害者福祉法関係（平成15年4月1日施行分）

法 律	施 行 令	施 行 規 則
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 更生援護</p> <p>  第1節 総則（第13条－第17条の3）</p> <p>  第2節 居宅生活支援費及び施設訓練等支援費</p> <p>    第1款 支援費等の支給（第17条の4－第17条の16）</p> <p>    第2款 指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等（第17条の17－第17条の31）</p> <p>  第3節 国立施設への入所（第17条の32）</p> <p>  第4節 居宅介護、施設入所等の措置（第18条－第18条の4）</p> <p>  第5節 更生医療、補装具等（第19条－第21条の3）</p> <p>  第6節 社会参加の促進等（第21条の4－第25条の2）</p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <p>第5章 雜則（第39条－第48条の2）</p> <p>附則 (略)</p> <p>(居宅事業)</p> <p>第4条の2 この法律において、「身体障害者居宅支援」とは、身体障害者居宅介護、身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所をいう。</p>		(法第4条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

- 2 この法律において、「身体障害者居宅介護」とは、身体障害者につき、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与することをいう。
- 3 この法律において、「身体障害者デイサービス」とは、身体障害者又はその介護を行う者につき、身体障害者福祉センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 4 この法律において、「身体障害者短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、身体障害者療護施設その他の厚生労働省令で定める施設（以下この項において「身体障害者療護施設等」という。）への短期間の入所を必要とする身体障害者につき、身体障害者療護施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。
- 5 (略)
- 6 この法律において、「身体

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第4条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助とする。  
 (法第4条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める施設)  
 第1条の2 法第4条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める施設は、身体障害者福祉センターその他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。  
 (法第4条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜)  
 第1条の3 法第4条の2第3項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等とする。  
 (法第4条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設)  
 第1条の4 法第4条の2第4項に規定する厚生労働省令で定める施設は、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、特定身体障害者授産施設（法第5条第5項に規定する特定身体障害者授産施設をいう。）その他法第4条の2第4項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

<p>障害者居宅介護等事業」とは、身体障害者居宅介護に係る第17条の4第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第17条の6第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第18条第1項の措置に係る者につき、身体障害者居宅介護を提供する事業をいう。</p>	
<p>7 この法律において、「身体障害者デイサービス事業」とは、身体障害者デイサービスに係る第17条の4第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第17条の6第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第18条第1項の措置に係る者につき、身体障害者デイサービスを提供する事業をいう。</p>	
<p>8 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、身体障害者短期入所に係る第17条の4第1項の居宅生活支援費の支給若しくは第17条の6第1項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第18条第1項の措置に係る者につき、身体障害者短期入所を提供する事業をいう。</p>	
<p>9 この法律において、「身体障害者相談支援事業」とは、地域の身体障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む身体障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第9条第4項の規定による情報の提供並びに相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、身体障害者居宅生活支援事業を行う者、身体障害者更生援護施設</p>	<p>(法第4条の2第9項に規定する厚生労働省令で定める援助)      第1条の5 法第4条の2第9項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む身体障害者（以下この条において「身体障害者」という。）又は身体障害者の介護を行う者（以下この条において「介護者」という。）に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに相談及び指導、身体障害者又は介護者と市町村、身体障害者居宅生活支援事業を</p>

、医療機関等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

10・11 (略)

行う者、身体障害者更生援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の身体障害者又は介護者に必要な援助とする。

(法第4条の2第10項に規定する厚生労働省令で定める訓練)

第1条の6 法第4条の2第10項に規定する厚生労働省令で定める訓練は、点字、手話、歩行及び発声の訓練、残存視力を活用する訓練、人工肛門又は人工膀胱を使用している者に対する社会適応訓練、家事の訓練並びに福祉用具及び情報機器を使用する訓練等とする。

(法第4条の2第11項に規定する厚生労働省令で定める方法)

第1条の7 法第4条の2第11項に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

#### (施設等)

第5条 (略)

2 この法律において、「身体障害者施設支援」とは、身体障害者更生施設支援、身体障害者療護施設支援及び身体障害者授産施設支援をいう。

3 この法律において、「身体障害者更生施設支援」とは、身体障害者更生施設に入所する身体障害者に対して行われる治療又は指導及びその更生に必要な訓練をいう。

4 この法律において、「身体障害者療護施設支援」とは、身体障害者療護施設に入所する身体障害者に対して行われる治療及び養護をいう。

5 この法律において、「身体障害者授産施設支援」とは、特定身体障害者授産施設（身

(特定身体障害者授産施設)

第1条 身体障害者福祉法（以下「法」という。）第5条第5項に規定する政令で定める

体障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）に入所する身体障害者に対して行われる必要な訓練及び職業の提供をいう。

6 (略)

(援護の実施者)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所している身体障害者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により入所している身体障害者（以下この項において「特定施設入所身体障害者」と総称する。）については、その者が身体障害者療護施設又は同項ただし書に規定する施設（以下この項において「特定施設」という。）への入所前に居住地（継続して2以上の特定施設に入所している特定施設入所身体障害者（以下この項において「継続入所身体障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その者が入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるその者の所在地（継続入所身体障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める援護を行うものとする。

3 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行

身体障害者授産施設は、身体障害者授産施設（通所のみにより利用される施設であつて、常時利用する者が20人未満であるものを除く。）とする。

わなければならない。

一 (略)

二 身体障害者の福祉に関する  
、必要な情報提供を行うこと。

三 (略)

4 市町村は、前項第2号の規定による情報の提供並びに同項第3号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを身体障害者相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。

5 その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）に身体障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「身体障害者福祉司」という。）を置いていない市町村の長及び福祉事務所を設置していない町村の長は、第3項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの（次条第2項及び第3項において「専門的相談指導」という。）については、身体障害者の更生援護に関する相談所（以下「身体障害者更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならない。

6 市町村長は、第3項第3号に掲げる業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、身体障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

7 (略)

(判定書の交付)

第2条 身体障害者更生相談所（法第9条第5項に規定する身体障害者更生相談所をいう。以下同じ。）の長は、当該身体障害者更生相談所が法第10条第1項第2号ハ及びニに掲げる業務を行つた場合において、当該身体障害者、市町村の設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）の長又は町村長（福祉事務所を設置する町村の長を除く。以下同じ。）から求めがあつたときは、判定書を交付しなければならない。

(判定書の交付)

第1条の8 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第2条に規定する判定書（更生医療及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第1号のとおりとする。

	(医師の指定等)
	第3条 (略)
	2・3 (略)
	(身体障害者手帳の申請)
	第4条 (略)
	(障害の認定)
	第5条 (略)
	2・3 (略)
(更生相談所)	
第11条 (略)	
2 身体障害者更生相談所は、 身体障害者の福祉に関し、主 として第10条第1項第1号に掲 げる業務（第17条の3第1項の 規定によるあつせん、調整若 しくは要請又は第18条第3項 の措置に係るものに限る。） 及び第10条第1項第2号ロから ニまでに掲げる業務を行うも のとする。	
3・4 (略)	
(身体障害者福祉司)	
第11条の2 (略)	
2・3 (略)	
4 市町村の身体障害者福祉司 は、当該市町村の福祉事務所 の長の命を受けて、身体障害 者の福祉に関し、次に掲げる 業務を行うものとする。	
一 (略)	
二 第9条第3項第3号に掲げ る業務のうち、専門的な知 識及び技術を必要とするも のを行うこと。	
5 (略)	
第2章 更生援護	
第1節 総則	
(指導啓発)	
第13条 (略)	
(調査)	
第14条 厚生労働大臣は、身体 に障害のある者の状況につい	

て、自ら調査を実施し、又は都道府県知事その他関係行政機関から調査報告を求め、その研究調査の結果に基づいて身体に障害のある者に対し十分な福祉サービスの提供が行われる体制が整備されるよう努めなければならない。

(支援体制の整備等)

第14条の2 市町村は、この章に規定する更生援護その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、身体障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たつては、身体障害者が引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(診査を受けるべき旨の通知)  
第6条 都道府県知事は、法第15条第4項の規定により身体障害者手帳を交付する場合において、厚生労働省令で定める基準に従い必要があると認められるときは、身体障害者手帳の交付とともに、理由を付して、その指定する期日に法第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条第1項の規定による診査を受けるべき旨を申請者に対し文書をも

(診査を受けるべき旨の通知)  
第3条 令第6条第1項の規定による通知は、法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

一～四 （略）

つて通知しなければならない。この条の規定により法第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を受けた場合も同様とする。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により法第17条の2第1項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地の市町村長に、児童福祉法第19条第1項の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは当該申請者の居住地を管轄する保健所長に、その旨を通知しなければならない。

(身体障害者手帳の返還)

第16条 (略)

- 2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、身体障害者手帳の交付を受けた者に対し身体障害者手帳の返還を命ずることができる。

一 (略)

二 身体障害者手帳の交付を受けた者が正当な理由がなく、第17条の2第1項の規定による診査又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。

三 (略)

3 (略)

- 4 市町村長は、身体障害者につき、第2項各号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(診査及び更生相談)

- 第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。

(市町村長の通知)

- 第7条 法第17条の2第1項の規定による診査を行った市町村長又は児童福祉法第19条第1項の規定による診査を行った保健所長は、当該診査により

<p>一 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。</p> <p>二 公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。</p> <p>三 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。</p> <p>2 医療保健施設又は公共職業安定所は、前項第1号又は第2号の規定により市町村から身体障害者の紹介があつたときは、その更生のために協力しなければならない。</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨を当該身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地の都道府県知事に通知しなければならない。</p>	
	<p>(身体障害者手帳の交付の経由等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(身体障害者手帳交付台帳)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したとき（法第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したとき及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、その居住</p>	<p>(保健所長への通知)</p> <p>第4条 令第8条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(身体障害者手帳交付台帳の記載事項)</p> <p>第6条 令第9条第1項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>1～5 (略)</p>

地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

- 3 (略)
- 4 身体障害者手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したとき（法第17条の10第1項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて又は法第18条第3項の規定により入所措置が採られて身体障害者療護施設に入所したとき及び生活保護法第30条第1項ただし書の規定により入所したときを除く。）は、30日以内に、身体障害者手帳を添えて、新居住地が市又は福祉事務所を設置する町村の区域内にあるときは当該新居住地を管轄する福祉事務所の長を、福祉事務所を設置しない町村の区域内にあるときは当該町村長を経由して、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5～7 (略)

(身体障害者手帳の再交付)

第10条 (略)

- 2 前項の申請（身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者からの申請を除く。）については、第4条の規定を準用する。

- 3 都道府県知事は、第7条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付

(身体障害者手帳の再交付)

第7条 (略)

- 2 前項に規定する者は、令第10条第1項の規定により身体障害者手帳の再交付を受けたときは、先に交付を受けた身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。

した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。

(保健所長への通知)

第11条 市町村の設置する福祉事務所の長又は町村長は、第9条の規定により居住地若しくは氏名を変更し、又は第10条第1項若しくは第3項の規定により新たに身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者につき、その居住地を管轄する保健所長に、速やかにその旨を通知しなければならない。

(身体障害者手帳の返還等)

第12条 (略)

2 (略)

(利用の調整等)

第17条の3 市町村は、身体障害者から求めがあつたときは、身体障害者居宅生活支援事業その他の事業又は身体障害者更生援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、身体障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は身体障害者更生援護施設の設置者に対し、当該身体障害者の利用の要請を行うものとする。

2 身体障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者及び身体障害者更生援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

## 第2節 居宅生活支援費 及び施設訓練等 支援費

### 第1款 支援費等の支給